

九州ルーテル学院大学外部評価委員会規程

(設置)

第1条 九州ルーテル学院大学(以下「本学」という。)に、本学が実施する自己点検・評価活動の実質化及び客観性・適切性を高めるため、九州ルーテル学院大学外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、本学が実施する教育研究等の諸活動における自己点検・評価の結果について、評価・検証を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 高等教育の動向に精通し、高い見識を有する者 若干人
 - (2) 行政・大学等で幅広い経験を有する者 若干人
 - (3) 就職先、企業関係者 若干人
 - (4) 本学の卒業生 若干人
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項各号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項各号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 委員会に、委員長を置き、前条第1項の委員から選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務)

第5条 委員会の事務は、大学事務部学長室において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。